

契総第1292号

令和7年4月24日

大阪市西区靱本町1-9-15近畿富山会館5階

アサノデザインオフィス

代表 浅野 信之 様

大阪府知事 吉村 洋文

## 回 答 書

令和7年4月17日付けで苦情申立てがあった件については、下記のとおり回答します。

### 記

#### 1 苦情申立ての対象とされた入札参加停止等

入札参加停止等措置日 令和7年3月19日

文 書 番 号 契総第4999号

苦 情 申 立 者 大阪市西区靱本町1-9-15近畿富山会館5階

アサノデザインオフィス

代表 浅野 信之

#### 2 苦情申立ての趣旨及び理由

入札参加停止措置の理由となったモノレール建設事務所発注の「事業認可変更資料の印刷」の契約解除及びその後の入札参加停止措置について不服があるため、入札参加停止措置の取り消しを求めるもの。

#### 3 2の主張の根拠とされた事項

記載なし

#### 4 回答内容

次のとおり、申立て内容について審査したところ、苦情申立てについては理由がないものと認め、入札参加停止措置の解除は行わない。

(契約解除及び入札参加停止措置について)

モノレール建設事務所発注「事業認可変更資料の印刷」の契約解除については、申立者から提出された契約履行続行不能届に基づき行われたものである。当該契約履行続行不能届には自己都合により契約解除を申し出ること及び当該契約解除に伴い入札参加停止等の措置が講じられても異議がないことが明確に記されている。

このことから、当該契約解除は申立者の責によるものであり、その事実は大阪府入札参加停止要綱第3条 別表 第三号(2)に該当し、苦情申立てについては理由がないものと認められる。

総務部契約局総務委託物品課 総務・資格審査グループ

電話 06-6944-6429

ファックス 06-6944-6297

【教示（再苦情申立てについて）】

この回答書による説明に不服がある方は、当該入札参加停止の期間内（当該入札参加停止の終期までの期間が7日（休日を含まない。）を下回る場合には、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。））に、再苦情申立書（別紙様式）により知事に再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪府入札監視等委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に大阪府入札監視等委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪府入札監視等委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面をその回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

《再苦情申立書提出期間》

令和7年4月24日（木）から令和8年3月18日（水）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

《再苦情申立書提出場所》

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目  
大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ  
電話番号 06-6944-6644